

新高教発第58号
2024年1月13日

分会長・分校責任者 様

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 遠藤 丞
選挙委員長 松本 英也

第28期新高教役員選挙に関わる選挙事務の 一部の分会への委任と選挙手続き説明会開催について

連日のご健闘に敬意を表します。

さて、1月27日公示予定の標記第28期新高教役員選挙に関して、あらかじめ下記のとおり要請しますので、対応方よろしくお願ひします。

記

1. 選挙事務の一部の分会への委任について

(1) 選挙委員代理者の選任について（別紙1）

各分会は選挙委員代理者5人（できなければ可能な数）を選出し、1月27日（土）までに選挙委員長（本部）に別紙1により氏名を報告すること。

※分校については本校とは別に1選挙区とし、1人以上の選挙委員代理者を報告すること。分校における選挙業務については、その選挙委員代理者に後日別途指示します。少数分会の選挙事務についても分校に準じて後日別途指示することとします。

(2) 選挙人名簿の作成について（別紙2）

本部が別紙2のように、選挙人名簿（2023年12月末の組合員）を作成しました。分会は、投票人名簿に誤りがないか確認の上（誤りがある場合は、追加もしくは二重線で削除）、1月27日（土）必着で選挙委員長（本部）に返送してください。

※分校については本校とは別に1選挙区となるため、本校の選挙人名簿に記入せず、別に本部で分校の選挙人名簿を作成し、本校と同様に投票人名簿に誤りがないか確認の上（誤りがある場合は、追加もしくは二重線で削除）、1月27日（土）必着で返送してください。

2. 選挙手続き説明会の開催について

- (1) 期 日 1月27日（土）第152回定期県委員会終了後
- (2) 会 場 高校会館
- (3) 内 容 選挙の実施要項の説明
- (4) その他 定期県委員会から引き続きの出席をお願いします。
（可能な限り、選挙委員代理者が出席できるようご配慮下さい。）

以 上

(別紙 1)

新高教選挙委員会
選挙委員長 松本 英也 様

選挙委員代理者名簿

No.	名 前
1	
2	
3	
4	
5	

役員選挙規程施行細則第9条にもとづき、以上____人を第28期新高教役員選挙の選挙委員代理者として選出します。

2024年____月____日

_____ 分会・分校

分会長 _____ 印

(分校の場合) 選挙委員代理者 _____ 印

新高教発第58-1号
2024年1月13日

常任選挙委員（松本、中野、田丸）様

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 遠藤 丞

第1回常任選挙委員会開催について

連日のご健闘、大変ご苦勞様です。

さて、いよいよ第28期本部役員選挙の公示間近となりました。それにともない、標記の会議を下記の通り開催いたしますので、万障お繰り合わせの上ご出席ください。よろしくお願いたします。

記

1. 日 時 1月27日（土）12:00～12:30

2. 場 所 高校会館2F小会議室

3. 協議題

- (1) 公示Iの確認について
- (2) 選挙の実施要項について
- (3) その他

4. 参加態様

できる限り1月27日（土）13:00からの第152回定期県委員会の県委員（分会1人）と兼ねてのご出席をお願いします。弁当を用意しますので参加報告をお願いします。

5. その他

- (1) やむを得ず欠席される場合は、必ず本部までご連絡願います。
- (2) 今後の予定（案）

2月1日（木）13:00～第2回常任選挙委員会（立候補確認、抽選）

2月16日（金）投票日

2月23日（金・祝）開票日10:00～、第2回選挙委員会

選挙委員

支部名	氏名	分会名	支部名	氏名	分会名
東新潟	内藤 文英	豊栄	長岡	櫻川 景典	長岡向陵
西新潟	○中野 友哉	新潟西	魚沼	大貫 康範	塩沢商工
新発田・村上	◎松本 英也	西新発田	柏崎	生越 諭志	柏崎
新津	○田丸 和子	新津南	上越	西村 諭	高田北城
県央	鈴木 信行	三条商業	佐渡	富田 優子	羽茂

選挙委員長◎、常任選挙委員○

支部長 様
分会長 様

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 遠藤 丞

『学校の大ピンチ』を救う方策の実現を求める署名」のとりくみについて

連日のとりくみに敬意を表します。

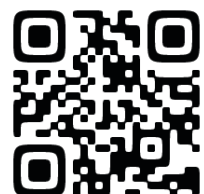
さて、日教組はこれまで単組とともに、教職員の長時間労働是正を求めて「学校の働き方改革」にとりくんできました。23年度は、新聞意見広告、Web意見投稿、街宣行動、シンポジウム開催等にとりくみ、保護者や市民に対し「学校の大ピンチ」を訴え、さらなる課題共有と支援拡大をはかってきました。

中教審「質の高い教師の確保」特別部会では、教職員の過酷な勤務実態や山積する学校の課題について話題とされるものの議論は深まらず、『『子どものためであればどんな長時間労働もよしとする』という働き方は、教師という職の崇高な使命感から生まれるものであるが、その中で教師が疲弊していくのであれば、それは『子どものため』にならないものである」とし「学校の働き方改革」を前進させようとした前回中教審の理念を軽視する議論がすすむ可能性が高まっています。

日教組は、「残業・休日勤務ありき」、「自主的・自発的勤務『依存』」による「定額働かせ放題」の給特法の廃止・抜本的見直しのもと、業務の削減と教職員の増員を求めています。中教審は24年初以降、いよいよ教員処遇の議論を開始し、3月には文科省への答申案をとりまとめる予定となっています。ついては、『学校の大ピンチ』を救う方策の実現を求める署名」のとりくみについて、新高教においても、下記の通り署名にとりくみますので、各位のご協力をよろしくお願ひします。

記

1. 行動名 「『学校の大ピンチ』を救う方策の実現を求める署名」
2. 要 請 組合員1人1枚（5筆）以上（最低2筆、代筆・「同上」不可、本人自署）
組合員、未組合員、家族、友人・知人、保護者、市民、関係団体など可能な限り幅広く協力の呼びかけをお願いいたします。
3. 期 間 1月15日(月)～2月22日(木) ※2月22日(木)必着
2月に行われる支部執行委員会の際または郵送等にて提出をお願いいたします。
4. 提出先 新高教本部（〒951-8133 新潟市中央区川岸町2-11-4 高校会館）
5. その他 署名用紙は添付【署名用紙】を印刷して使用してください。
オンライン署名も可能です。二次元バーコードよりお願いいたします。
不明な点は本部法政担当（浅川：025-265-4151）までお問い合わせください。



「学校の大ピンチ」を救うための緊急署名にご協力ください！

日教組「2023年学校現場の働き方改革に関する意識調査」では、幼・小・中・高・特支等の教職員の一か月平均の時間外労働時間は**96時間44分**（中学校教職員 116時間28分）でした。過労死ラインの時間外労働時間80時間をはるかに超える結果です。

教員の未配置、精神疾患による病気休職者数の高止まり、
教職志望者減・・・、過酷な勤務実態は負の連鎖をうんでいます。



日教組 HP e-station
二次元コード
「意識調査」はこちら
から閲覧できます。

今、「学校は大ピンチ」です。

日教組は23年7月に全国の教職員の要望をもとに

「持続可能な学校のための7つの提言」をまとめました。

持続可能な学校のための7つの提言

提言1
「わかる授業」「楽しい学校」づくりのために、
教員の授業の準備の時間を確保することが
必要です。

提言2
すべての校種で少人数学級の実現が必要です。

提言3
さまざまな背景をもつすべての子どものために、
教職員の拡充とスクールカウンセラー等の
専門職の配置・拡充が必要です。

提言4
子どもがゆとりある学校生活をおくるために、
学習指導要領の内容削減など、
学ぶ内容の見直しが必要です。

提言5
若手教職員をサポートするために、
人員配置の拡充も含めた業務軽減が必要です。

提言6
教員が本来業務に専念するために、
文部科学省の示す「業務の役割分担・適正化」を
文部科学省の責任においてすすめることが必要です。

提言7
教員のいのちと健康を守るために、
「定額働かせ放題」の
「給特法」の廃止・抜本的見直しが必要です。

現在、中央教育審議会（中教審）「質の高い教師の確保特別部会」では、

- 「さらなる学校における働き方改革」
- 「教師の処遇改善の在り方」
- 「学校の指導・運営体制の充実の在り方」

について議論されていますが、現場教職員の求める7つの提言に及んでいません。

「大ピンチ」を救う、今すぐにでも実効すべき提言について、その内容を中教審答申、今後の文科省の政策とするよう緊急署名にとりくんでいます。ご協力をお願いします。

日本教職員組合

署名用紙

中央教育審議会会長 荒瀬克己 様
文部科学大臣 盛山正仁 様

「学校の大ピンチ」を救う方策を実現してください。

過酷な教職員の勤務実態の解消が急務です。

日教組「2023 年学校現場の働き方改革に関する意識調査」では、幼・小・中・高・特支等の教職員の一か月平均の時間外労働時間は 96 時間 44 分(中学校教職員 116 時間 28 分)でした。これは、過労死ラインの時間外労働時間 80 時間をはるかに超える結果です。このような状況で、さまざまな背景をもつ子どもたちを支えることは困難を極めます。長時間労働是正に資する実効性のある方策の実現を求めます。

- さまざまな背景をもつすべての子どものために、教職員の拡充とスクールカウンセラー等の専門職を配置・拡充してください。
- 教員が本来業務に専念するために、「業務の役割分担・適正化」を文部科学省の責任においてすすめてください。また、文部科学省のできる業務削減をすすめてください。
- 教員のいのちと健康を守るため「定額働かせ放題」の「給特法」を廃止・抜本的に見直してください。

名 前	住 所

いただいた個人情報は、本署名行動以外には使用しません。

取扱団体：日本教職員組合

支部長 様
分会長 様

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 遠藤 丞

組織拡大・強化に向けた年度末・年度初のとりのくみ

連日のご健闘に敬意を表します。

さて、組織拡大・強化が喫緊の課題となっております。つきましては、昨年度同様、下記とりのくみについて、ご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1. とりのくみ主旨

○加入促進のとりのくみ（声かけアイテムの一つとして活用）

赴任した際に「分会員がどなたなのかわからない」ということも多いかと思えます。

組合員・未組合員含めて、誰が組合員なのかの状況の共有や今後一緒に働いていく仲間へ、学校の紹介や分会の紹介などを加えていただくことにより、交流、懇親を深めるきっかけになればと考えています。

2. とりのくみ内容

- (1) 分会マニュアル（学校紹介）を作成
- (2) 年度初の転入者へ配付、声かけを行う

3. 分会マニュアル（学校紹介）の作成手順

- (1) 新高教 HP からひな形をダウンロードする（参考例あり）

(<http://www.shinkoukyou.net/>) 新潟高教組で検索

→ 組合員のページ(要パスワード) → 分会マニュアル（ひな形、例）より

※パスワードは支部執行委員会 本部情勢報告レジュメに記載

- (2) 新旧分会役員を中心にマニュアルを作成する。

※様式、用紙、ページ数、内容等に指定はありません。

4. その他

- (1) 作成された分会マニュアルをとりのくみ例として共有させていただきたいと思えます。お手数ですが、4月での支部執行委員会に持参、または4月末までに郵送、FAX、メールにて提出いただきますようお願いいたします。
- (2) また、加入パンフレットもご活用ください（新高教 HP よりダウンロード可）
- (3) 不明な点は新高教本部浅川まで問い合わせ下さい

〒951-8133 新潟市中央区川岸町 2-11-4 TEL : 025-265-4151

FAX : 025-231-1036 Mail : shinkoukyou@beach.ocn.ne.jp

支部長 様
分会長 様

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 遠藤 丞

第152回定期県委員会の開催について

連日のご奮闘に敬意を表します。

さて、春季生活闘争の意思統一をはかり、組織拡大・要求実現に向けたとりくみをすすめるため、下記により、定期県委員会を開催します。各支部分会は参加体制を確立し、参加されますようお願いいたします。

なお、Web参加も可能としますので希望の方は参加手続きをお願いします。

記

1. 日時 1月27日(土) 13:00~16:30 (12:30受付開始)
2. 場所 高校会館(〒951-8133 新潟市中央区川岸町2-11-4 電話025-265-4151) 3階大会議室
3. 議案 第1号議案 23秋年末確定闘争総括ならびに24年春闘勝利、「かかわる『同和』教育」の視点に立った教育改革運動発展と組織強化拡大にむけた当面闘争の推進に関する件
第2号議案 第28期新高教(本部)役員選挙の実施に関する件
第3号議案 その他
4. 県委員数 各分会1人(5人未満分会はオブザーバー参加となります)
※女性参画推進のため、多くの女性県委員の参加を要請します。
5. 参加方法 出席またはWeb参加(Zoom)
6. 参加申込



次のいずれかの方法で報告をお願いいたします。

①Web(右記QRコード(<https://forms.gle/DyWBF2BXWZHia3b16>))

または新高高教組HP(<http://www.shinkoukyou.net/>参照) 1月22日(月)までに入力してください。

②Fax(裏面出席者報告より)

裏面の申込書に参加者氏名を記入し、1月22日(月)必着でFAX報告を勤務時間外にして下さい。

欠席の場合も、ご連絡下さい。

7. 議長・議事運営委員について

- (1) 輪番の場合、議長は、上越、佐渡支部から各1人、議運は、新津、県央支部から各1人となりますので、当該支部は事前に選出し、本部組織部宛1月22日(月)までにご報告下さい。
その際も、女性参画推進のため、可能な限り女性の選出を追求されるよう、お願い致します。
- (2) 議長・議運に予定された県委員は打ち合わせのため、当日12:00までに2F書記局までおいで下さい。
- (3) 議長・議運には、当日の昼食を用意します。

8. オブザーバーについて

オブザーバー参加希望の分会は、事前に本部にご連絡下さい。

9. 修正案の報告について

修正案は、議案提案終了時まで受け付けますが大会の円滑な運営をはかるため、できる限り事前に同封の用紙に記入し、1月24日(水)までに本部に提出して下さい。 FAX番号:025-231-1036

10. その他

○できるだけ公共交通機関をご利用下さい。

○ご不明な点がございましたら担当(組織:浅川)までご連絡ください。(TEL:025-265-4151)

以上

2024年1月13日 新高教発第61号 報告用紙

新高教 組織部宛

(FAX 025-231-1036)

報告者 _____ 分会

氏名 _____

第152回定期県委員会（2024年1月27日開催）参加報告

出席

Web 参加

欠席(委任)

出席者氏名 _____

Web 参加の場合は右記 QR コードからお願いいたします。



報告締め切り 2024年1月22日(月)

新高教第152回定期県委員会修正案

修正案記入用紙 (1修正案につき1枚ずつ使用のこと)

号議案

ページ	行	○で囲む	原	案	修正	案	分会名
		削 除 修 正 挿 入					

ワープロなどで提出の場合もこの様式で提出のこと。

修正案記入用紙 (1修正案につき1枚ずつ使用のこと)

号議案

ページ	行	○で囲む	原	案	修正	案	分会名
		削 除 修 正 挿 入					

ワープロなどで提出の場合もこの様式で提出のこと。

分 会 長 様

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 遠藤 丞

原発の市民検証委員会シンポジウムへの参加要請について

連日の取り組みに敬意を表します。

さて、12月25日、新潟県は3つの検証の総括報告書の2回目の説明会を開催しました。しかし、避難方法など、県は具体的に回答をすることはなく、市民の疑問は解消されていません。原子力規制委員会は、12月27日に柏崎刈羽原発の事実上の運転禁止命令を解除すると報道されています。こうした動きから、政府は柏崎刈羽原発を来年にも再稼働しようという狙いが見えます。11月22日、検証総括委員会の前委員長の池内了氏は、柏崎刈羽原発の再稼働についての情報を提供する「池内特別検証報告」を公表しています。この報告書をベースに検証委員会の元委員が集まり、再稼働の再検証をシンポジウム形式で行います。ついては、下記の標記シンポジウムへの各分会・組合員のみなさまの参加をお願いします。何かとご多用の中恐れ入りますが、積極的な参加をお願いします。

記

- 日 時 2024年1月21日（日） 13時00分～15時30分
- 会 場 新潟ユニゾンプラザ多目的ホール
(新潟市中央区上所2-2-2)
- 内 容 シンポジウム
コーディネーター：佐々木寛（元検証総括委員）
パネリスト：松井克浩（元検証総括委員） 立石雅昭（元技術委員）
大河陽子（元避難委員）木村真三（元健康分科会委員）
別紙チラシ参照
- 主 催 市民検証委員会
- 参加報告 下記様式にて1月17日（水）までに本部へ報告ください
(FAXは勤務時間外の送信をお願いします)
- その他 不明な点は本部（浅川）まで問い合わせください
(025-265-4151)

以 上

新高教本部 FAX 025-231-1036
「原発の市民検証委員会シンポジウム」

参加氏名報告書

分会名() 報告者名()

参加者氏名	
-------	--

報告期限 1月17日（水）

支部長 様
分会長 様

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 遠藤 丞

新潟県高等学校退職者の会
会長 木村 昭雄

第1回60歳達年を祝う会・第47回新高教退職者激励会の開催について

連日のご奮闘に敬意を表します。

さて、2023年度末退職者激励会を開催するよう準備中です。また、定年延長の関係から2023年度末につきましては、定年退職対象者は対象なしの年度になっていますが、節目を祝う意味を込めまして、60歳達年を祝う会をあわせて開催いたします。

各分会は該当者全員の参加にむけ、積極的なとりくみをお願いします。

記

1. と き 3月30日(土) 12:30~14:30 (受付12:00~)
2. と ころ 新潟東映ホテル 3階
(新潟市中央区弁天2-1-6 TEL025-244-7101)
3. 参加対象者
 - (1) 2023年度末時点で60歳を迎えられた高教組組合員全員
 - (2) 2023年度末に退職(勸奨、普通)される高教組組合員全員
 - (3) 支部代表:各支部1人
4. 内 容 12:00~ 受付
12:30 開会 励ましの言葉・他
懇親会(~14:30の予定)
5. 参加申込
下記様式または、QRコードにて2月29日(木)までに本部へ報告ください。
(FAXは、勤務時間外でお願いいたします。)
6. その他
 - (1) 楽しく有意義な激励会にしたいと思えます。全員のご参加を御配慮ください。
 - (2) 例年退職辞令交付と同日開催としていましたが、今年度は別日開催となります。
 - (3) **例年分会でまとめた申込みでしたが、今年度は個人での申込みとなります。**
下記様式を増す刷りし、組合員へご周知ください。

以 上

新高教本部 FAX025-231-1036

「第1回60歳達年を祝う会、第47回新高教退職者激励会」

参加氏名報告書

分会名	参加者名



報告期限 2月29日(木)

支部長 様
分会長 様
司書職員部 様

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 遠藤 丞

司書職員を会議から排除させないとりくみ（3）

—— 入試合否判定会議・学年末成績会議に対するとりくみについて ——

連日のご奮闘に敬意を表します。

さて、県教委は 2010 年 11 月 25 日、「合否判定会議は教育職員のみで行うこと」を旨とする通知を
発出し、司書職員を合否判定会議から排除する暴挙に出ました。さらに、高等学校校長協会が「生徒の
身分にかかわる会議は教育職員のみで行なう」として、司書職員を排除する会議の対象を、通知にある
合否判定会議から学年末の成績会議等にまで広げたことから、職場は大きく混乱しました。しかし、県
教委は校長協会の暴走を止めるどころか、逆に校長協会の意思統一をふまえて、2013 年 2 月 12 日、「職
員会議の適正な運用について（依頼）」と題する依頼文を発出し、学年末の成績会議等から司書職員を
排除する姿勢を明確にしました。

このたび高教組本部は、全分会に校長に対する抗議要求書のとりくみを要請しました。また、2 月 6
日には県高等学校校長協会会長に対して意思統一している方針を撤回するよう要請行動を行い、同日県教
委に対して通知文および依頼文の撤回を求める折衝を行いました。平行線のままで撤回には至りませ
んでした。

このことをふまえ、年度末の成績会議については以下の対応を指示しますので、とりくみのほど、よ
ろしくお願いします。

記

1. たたかいの方針

（1）獲得目標

従来どおり入試合否判定会議、および通常の学校教育活動としての各種職員会議への参加と学年団への
所属継続を校長に認めさせること。

（2）具体的たたかい方

①分会のとりくみ

※とりくみにあたっては、司書職員と十分話し合いをしてとりくんでください。

(i) たたかいの意志統一を十分はかり、上記獲得目標を達成することを目ざし、校長交渉を強化する。

(ii) 「校長が教育職員の範囲内で行うことが適切であると判断した会議」に対して、司書を排除する
ことの不当性を訴え校長の翻意を交渉において追及する。

(iii) しかし、校長の翻意に至らなかった場合は、会議への参加態勢をしかないこと。

(iv) 入試合否判定会議については、参加態勢をしかないこと。

②本部のとりくみ

(i) 分会のとりくみを支援する態勢を作り、必要とあれば、本部が入った校長交渉を行う。

(ii) 総務課交渉を強化し、「97.12.2 合意」及び「11.1.24 確認」尊重の具体的証を明らかにさせる。

(iii) 校長協会への要請行動を強化し、司書を排除することの不当性を訴え会議招集範囲に含めるよう
追及する。

2. 添付資料（別紙）

（1）司書職員や入試合否判定会議や職員会議（成績会議、生徒指導会議）・学年団から排除すること
はなぜ不当なのか（2010 年 12 月「新潟県高等学校教職員組合本部執行委員会」）

（2）11.2.10 総務課から全校への一斉メール内容

（3）資料（「1971 確認」「97.12.2 合意」「現行学習指導要領における図書館教育の位置づけ」
「14.6.19 参議院文教科学委員会附帯決議」
「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」

（4）19.8.5 管理係確認事項

（5）19.10.28 県教委交渉記録

3. その他 不明な点につきましては、司書職員部担当浅川(025-265-4151)までお問い合わせください。

(1) 司書職員を合否判定会議や職員会議(成績会議、生徒指導会議)・学年団から排除することはなぜ不当なのか

2010年12月

新潟県高等学校教職員組合本部執行委員会

1. 排除の動きの背景にある高等学校校長協会の考え方

(1) 2010年4月1日施行の新潟高校職員会議規程では、職員会議を二つに分けている。一つは、全教職員が参加する会議であり、もう一つは教育職員のみが参加する会議である。全教職員が参加する会議は定例会議を指し、教育職員のみが参加する会議は、入試合否判定会議・成績会議・生徒指導会議を指す。そして教育職員とは、教育公務員特例法に規定する職員としている。ただ、これはあくまでも校長協会の定義づけでしかない。上記定義によれば、司書職員は制度的にはまだ教育公務員特例法には位置づけられていないので、教育職員のみが参加する会議には校長は招集しないということになる。

(2) なぜこのような考え方が生まれたのかというと、情報公開条例の影響が一番大きいようである。例えば、高校入試の合否を巡っては現在合否判定に対し、点数開示を請求できるようになっている。従って不合格に不服の保護者がいた場合、その合否判定に加わった職員を明らかにしろと請求された場合のことを恐れているのである。しかし、そこまで開示しなければならぬかは定かではなく、こうした根拠の薄い恐れに発した考え方は、1971年に本県に司書職員制度が導入されていきさつやその後の経過を無視するものである。とりわけこの間各学校の教育活動において、司書職員が果たしてきた教育的役割の大きさを考慮しないものである。

2. 私たちの考え方

(1) そもそも本県の司書職員制度導入時の県教委と新高教の確認では、「司書は定数法上の枠がないので事務職員の定数を使うが、勤務の実態は教育職と同様に扱う」となっている。「71確認」。この確認に基づき、本県の司書職員は各学校の教育活動において、図書館教育を中心にさまざまな教育活動を担ってきた。その中で職員会議に参加し、学年団をはじめ校務分掌も積極的に担ってきた。

(2) さらに、1997年12月2日には、「司書は専門職であり、学校図書館において教育職員の周辺で業務に従事するものであって、一般事務を職務の主たる内容としているものではない。」との認識を県教委・総務課と再度行った(「12.2合意」)。この確認に付随して、「司書の校務分掌上の役割については、校長の判断を総務課は尊重する。この判断は司書や組合など職員の意見を十分聞いたうえでの判断である。」ことも確認した。

(3) 再度このような確認をしなければならなかった理由は、日本の司書制度が矛盾の中にあるからである。本来司書職員の仕事は教育職としての仕事であるにもかかわらず、司書は学校教育法や教員定数法に位置づけられてこなかった。だから本県の場合でも、司書職員は事務職員定数を充て、給料表も行政職給料表を充てざるを得ないが、実態は教育職員と同様に扱うとせざるを得なかったのであり、最初から実態と制度の間に矛盾があった。この矛盾を長い間放置している責任は一義的には国にあるといえる。

(4) しかし、本県においてはこの矛盾の中で、制度発足時から司書職員が教育職員として図書館を中心に教育活動に携わることに県教委・校長・組合が事実上合意してきたのである。それは、図書館教育が学校の教育活動において占める大きな役割に対する三者の理解と、その図書館教育を中心的に担う司書職員のこの間の粘り強い実践があったからである。だから、各校長は本県におけるこうした智恵ある経過と、その中で懸命に教育活動に携わってきた司書職員の努力と心情に今こそ思いをいたすべきである。

(5) 2013年度から実施される新学習指導要領においては、生徒の言語活動の充実を謳っており、そのための言語環境の中核に学校図書館を位置付けた。そして、「総合的な学習の時間」では、学校図書館を利用しての学習を強調し、そのために図書館司書を含めて、全教職員が協力して取りくむことを明記している。学校教育活動において司書の果たすべき役割を、このように学習指導要領に明確に示すのは初めてのことであり、画期的なことである。校長はこのことをきちんと認識すべきである。

(6) 以上のことから、情報公開にただ怯えているだけで、制度の矛盾の中でも三者で知恵を出し合い維持してきた本県の司書制度を壊すことは、本県高校教育発展に背を向ける愚かな行為である。ましてやさまざまな教育活動を場から司書職員を排除することは、司書職員の誇りと労働意欲を奪うものであり、各校の教育活動の活性化に反するものである。

(7) 成績会議について言えば、学年末の会議も含めて、LHR活動における図書館活用の評価に果たすべき司書の役割を考えれば、情報の提供は不可欠である。また単位認定の最優判断は校長が行うわけだから、出席者にこだわるのは意味がない。万一情報公開請求があっても、校長の責任で判断したと答えればよい。生徒指導会議については、普段から司書室を訪れる子どもたちの様子をよく知悉している司書職員の参加は欠かせない。ましてや学年団に所属し、担任と情報の共有をすすめていくことは、生徒指導に重要な意味を持つ。こうした日常的な教育活動を司書にやらせないということをもし校長が判断したとしたら、教育活動の責任者としての資質が疑われよう。

(8) 合否判定会議を含む入試業務は県教委業務であるが、実際には学校現場に請け負わせているのだから、現場の全職員が気持ちよく業務に従事できるように取り計らう責任が県教委にも校長にもある。その意味で今回出された通知はその趣旨に著しく反するものである。

校長はもう一度、本県における司書職員制度の成り立ちと経過、司書職員が教育活動に果たしている役割、そして新学習指導要領上の位置づけを総合的に把握し直し、もしも県民に問われれば、堂々粛々と説明責任を果たせばよい。さらには、第三者の目で客観的に見れば会議などの出席というそれほどもめる必要のないことで、有力な職員の働きがいや奪うことに精力を注ぐ余裕が、今の校長たちにはあるのだろうかということをも自らに問いかけてほしい。

(2)

2011年2月10日総務課から全校への一斉メール内容

「司書職員を10年度末入試合否判定会議から排除する通知の発出に抗議し、その撤回を求める緊急要求書」意見交換の概要

平成23年1月24日(月) 15:30~15:40

県庁行政庁舎 1702 会議室

高教組：高教組は、2010年12月7日に「司書職員を10年度末入試合否判定会議から排除する通知の発出に抗議し、その撤回を求める緊急要求書」を教育委員会に出した。貴委員会は、入試業務に関わる通知の内容の一部変更し、2010年度(平成22年度)末高校入試の合否判定会議から、司書職員を排除するとした通知を、この度出されたと聞いているが、どうか。

総務課：平成23年度新潟県立高等学校の入学者選抜に当たっての考え方、方法等については、主管課である高等学校教育課が昨年11月末に学校長あてに通知を出したと聞いている。ただし、その内容は、入学者選抜に関するものであることから、皆さんにお話しすることはできない。

高教組：司書職員については、標準定数法上は行政職に位置づけられているものの、1997年の第140回国会で司書教諭制度を動かすことを決めた時、附帯決議に明示されたように、専任司書教諭制度の確立に向け、議論が進んでいるところである。また、司書の職務については、新学習指導要領で特別活動における「主体的な学習態度の確立と学校図書館の利用」、総合的な学習の時間における、「参考図書を活用にかかわっての生徒相談や情報提供」など、生徒の学習を支援する上での重要な役割が明確に記載されている。このように学習指導要領上に位置づけられた司書職員を合否判定会議から排除する合理的な根拠などがあるはずがないと考えている。従って、新潟県高校教育を進めるに当たり、県民に説明がつかず、学校としての協力体制を一律に切り捨てるような通知については、直ちに撤回するように求める。

総務課：今ほどの皆さんの主張は、今までもお聞きしているが、先ほど申し上げたとおり、今回の通知は、まさに入学者選抜に関するものであり、その内容はお話しできないし、教育委員会がその権限に基づき発出したものについて、撤回する必要はないと考えている。入学者選抜は、教育委員会が定めるところにより統一的に行なうものであり、一般的な校務分掌と同列に扱うことはできないことを理解いただきたい。

高教組：一般的な校務分掌と同列に扱うことはできないということは、入試業務の性格上、そのとおりだと私たちも考える。入試業務については、本来、県教委業務であり、現場教職員は県教委から委託を受けてこの業務に当たっていると私たちは考えている。従って、誰もが気持ちよく入試業務に協力できるようにすべきで、この点からも今回の通知には承服できない。今後も引き続き撤回を要求していきたい。

高教組：貴職は、本年度、11月29日の司書職員部との交渉で「12.2合意」については、「尊重する」と回答された。「12.2合意」の中で、司書の学校校務分掌の扱いについては、原則として校長の判断によるとされている。これについて、以下のとおり確認させていただきたい。校長の判断によるといっても、本人の希望及び学校の実態を踏まえて判断するという意味ととらえるが、それでよいか。

総務課：「12.2合意」については、先の交渉でもお答えしたとおり、今後も尊重していく考えに変わりはない。校務分掌については、最終的には校長が自らの権限と責任において決定するものであるが、司書の役割を判断するに当たっては、「12.2合意」で確認した事柄を十分に考慮する必要がある。また、一般論として、校長が校務分掌を決定するに当たり、教職員の意見を聞き、参考にすることは否定しないし、学校の実態や教職員の状況を踏まえて判断することも、ある意味当然と考えている。

高教組：学校における日常的教育活動を進めていく上で、司書の情報提供が不可欠であると考えている。生徒指導については、図書館に来る子どもたちを常に司書職員は見ている。また、成績評価についてもLHR活動や、総合的な学習の時間において読書活動をきちんと行っているか、司書が評価している。それらの日常的教育活動を通じて得た情報を生徒指導や成績査定に関する職員会議で司書職員が提供することは、きわめて重要なことと考えているが、いかがか。

総務課：司書の皆さんが、日常の業務を通じて得ている生徒に関する有益な情報は、関係の教員に提供していただきたいし、司書に限らず、教職員が保有する情報を必要な範囲で共有し、生徒指導等に活用していくことは、学校運営上、有益なことである。

高教組：司書職員が日常的教育活動で得た情報を提供していくことは有益なことであることを確認した。新学習指導要領には、言語活動の活性化、そのための図書館教育の重要性がうたわれている。その中で、司書の情報提供を含む教育的な役割についても明確に位置付けられている。ぜひ、現場の校長がそのことを踏まえ、図書館教育の充実に向けて一層努力するよう、県教委として指導していただきたい。

(3)

【資料①：71確認（1971年の司書制度に関する確認）】

1. 司書、または司書補を全校に配置する。
2. そのため県立学校管理運営規則を改正する。
3. 組合の要求する「教育職をもって充てる職」は理解できるが、定数法上の枠がないので「事務職員をもって充てる職」の部に司書・司書補を加える。したがって、給料は、行政職表を適用するが、勤務の実態は、教育職と同様に扱う。
4. 現任者（私費も含む）のクビきり、強制配置転換はしない。実習助手、用務員は原則として本務にもどるが、ただし本人の希望があれば、そのまま図書館に勤務させる。
5. 昭和47年4月1日以降、図書館に私費職員を採用しない。

【資料②：12・2合意（県教委通知）】

事務連絡
平成9年12月3日

県立高等学校長 様

教育庁総務課職員係長

学校図書館司書の勤務等について（通知）

学校図書館司書（実習助手を除く。）の勤務等に関して、昨日、総務課長と新潟県高等学校教職員組合との間で交渉が行われ、総務課長から別紙1の提案を行い、組合もこれに同意したのでお知

らせします。

なお、当日の交渉において、組合からの質問に対して総務課長が別紙2のとおり回答したので併せてお知らせします。

おって、この通知に関して質問等がある場合は、総務課長職員係（内線 3797）あて照会してください。

別紙1

- 1 司書（実習助手を除く。）の勤務は完全週休2日制とする。
- 2 長期休業中の対応は次のとおりとする。
 - (1) 夏季休業中に3日間の夏期休暇を取得することを原則とする。
 - (2) 個人的な理由（旅行、帰省、私用など）により勤務しない場合は、年次有給休暇を取得する。
 - (3) 研修（日常の職務を離れて、専ら職務に必要な知識を取得し、資質を向上させることを目的として行うものをいう。）については、次のとおり認めるものとする。なお、研修機会の拡大については、現場の意見を聞きながら、今後とも検討していく。
 - ① 他校や公共図書館を利用して行う職務研修（例えばブロック別研修または校種別研修）で校長が出張として認めたもの
 - ② 県外施設の視察や講習会・研修会への参加で校長が出張として認めたもの
 - (4) 以上の対応については、校長の監督・責任の下で行うものであり、原則として総務課への報告は不要である。
- 3 司書は専門職であり、学校図書館において教育職員の周辺で業務に従事するものであって、いわゆる一般事務を職務の主たる内容としているものではない。また、司書の校務分掌上の役割については、原則として校長の判断を尊重する。
- 4 司書が課業土曜日に自発的に登庁する場合は、これを正規の業務とは認めない。
- 5 教員普通免許状を有する司書が資質向上のため司書教諭講習の受講を希望する場合は、職務専念義務を免除することができる。
- 6 学校図書館法の一部改正及びその付帯決議の趣旨を踏まえ、司書の役割について今後検討していく。

別紙2

- 1 2-(1)〔夏期休暇の取得〕及び2-(2)〔年次有給休暇の取得〕は、職員の権利行使に制約を加える趣旨のものではない。
- 2 司書が、職員や生徒のために他校や公共図書館へ資料収集に行く用務は、職務として認められるものである。

なお、これは長期休業中以外の期間についても同様である。
- 3 司書の勤務について、何か異例なことがない以上、総務課への報告は不要である。

【資料③：現行学習指導要領上の学校司書の位置付け】

学校司書の高等学校学習指導要領上の位置づけについて

新潟県高等学校教職員組合

学習指導要領は、大綱的な基準として、以下に示すように、学校の体制作りに、学校司書を学習上位置付けることとしています。もちろん学習指導要領は、あくまでも大綱的な基準であり、法的な拘束力はないと考えますが、学校教育をすすめるにあたって、学習に支障ないような体制が組まれることが望まれます。

※注 以下、この囲みは、新高教の注です。その他は、学習指導要領の抜き書きです。

1. 第1章総則

第5節教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

(1) 生徒の言語活動の充実（第1章第5款の5の(1)）

言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、生徒の言語活動を充実すること

この中核となる言語環境は、学校図書館であること

(11) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主體的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。

と、学校図書館の計画的な利用を求めている

2. 第2章各学科に共通する各教科において

国語で、

(2) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図ることなどを通して、読書意欲を喚起し幅広く読書する態度を育成するとともに、情報を適切に用いて、思考し、表現する能力を高めるようにすること。

など学校図書館の計画的利用・活用を求めている。

芸術で、内容の取扱いで

(1) 各科目の特質を踏まえ、学校の実態に応じて学校図書館を活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどを指導に生かすこと。

など学校図書館の活用を促している。

3. 総則編 第4章 教育課程編成の手順と評価

第2節 教育課程の評価

1 学校評価における教育課程の評価

(2) 学校評価ガイドラインにおける教育課程の評価

○ 教育課程等の状況

・学校図書館の計画的利用や、読書活動の推進の取組状況

など学校図書館の活用を促している。

4. 総合的な学習の時間編

第4章指導計画の作成と内容の取扱い

(5) グループ学習や個人研究などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫を行うこと。

核心部分なので、ここだけ「解説」も抜粋して示します。

「学習指導要領解説」・・・(前略)すなわち、この時間は特定の教師のみが担当するのではなく、全教師が一体となって指導に当たることが重要である。このことは、横断的・総合的な学習を行うなどのこの時間の目標からも明らかである。そのためには、同学年や異学年の教師が協同で計画や指導に当たることはもちろん、**校長、副校長、教頭、養護教諭、図書館司書、実習助手、講師などもこの時間の指導にかかわる体制を整え**、全教職員がこの時間の学習活動の充実に向けて協力するなど、学校全体として取り組むことが不可欠である。

(6) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

と規定し、その体制を整備することとしている。

第4節 環境整備

2 学校図書館の整備

学習の中で疑問が生じたとき、身近なところで必要な情報を収集し活用できる環境を整えておくことは、問題の解決や探究活動に主体的に取り組んだり、学習意欲を高めたりする上で大切な条件であり、その意味からも**学校図書館は読書センターや学習・情報センターとしての機能を担う中核的な施設**である。

そのため、**学校図書館**には、総合的な学習の時間で取り上げるテーマや生徒の追究する課題に対応して、関係図書を豊富に整備する必要がある。**学校図書館**だけでは蔵書に限りがあるため、外部の論文検索システム等のデータベースへのアクセス権を取得することや外部の**公立図書館との連携**を構築することも大切である。自治体の中には、**公立図書館**が便宜を図り、学校での学習状況に応じた図書の拡充を行っているところや、学校が求める図書を定期的に配送するシステムをとっているところもある。**学校図書館**は地域と一体となって学習・情報センターとしての機能を高めたい。**学校図書館**では、生徒が必要な図書を見付けやすいように日ごろから図書を整理したり、コンピュータで蔵書管理したりすることも有効である。**図書館担当**は、**学校図書館の物的環境の整備を担うだけでなく、参考図書の活用にかかわって生徒の相談に乗ったり必要な情報提供をしたりするなど、生徒の学習を支援する上での重要な役割が期待される。**教師は**全体計画及び年間指導計画に学校図**

書館の活用を位置付け、授業で活用する際にも図書館担当と十分打合せを行っておく必要がある。

「図書館担当」は、教師と分けて書いてあるように、学校司書を指す。

なお、高等学校の図書館の蔵書数は、小・中学校と比較して格段に多く、地域に関する資料等も豊富であることが多い。その意味からも、高等学校の図書館は、地域の小・中学校が積極的に活用できるよう開かれた図書館であることも大切である。

学校図書館法から踏み込んだ新しい任務に触れている。

5. 特別活動

第3章 各活動・学校行事の目標と内容

第1節 ホームルーム活動

2 ホームルーム活動の内容

(3) 学業と進路

イ 主体的な学習態度の確立と学校図書館の利用

HR活動で、学習態度確立と、学校図書館の利用を挙げている。

【資料④：14.6.19 参議院文教科学委員会附帯決議】

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、学校図書館が子供の育ちを支える重要な拠点であることに鑑み、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、政府及び地方公共団体は、専門的知識や技能を必要とする学校司書の職務の重要性に鑑み、学校司書の配置を進めること。その際、現在の配置水準が下がることのないよう留意するとともに、その配置の在り方について、将来的な学校司書の定数化や全校配置を含め、検討を行うこと。
- 二、政府は地方財政措置など学校司書の配置の促進のために現在講じられている取組の充実に努めるとともに、地方公共団体に対し、その趣旨を丁寧に周知すること。
- 三、政府及び地方公共団体は、学校司書の職務が、継続的な勤務に基づく知識・経験の蓄積が求められるものであること等に鑑み、学校司書が継続的・安定的に職務に従事できる任用・勤務条件の整備に努めること。
- 四、政府は、司書資格の保有状況など学校司書に係る実態調査を速やかに実施すること。また、その結果を踏まえ、学校司書の教育的役割を十分に考慮した位置づけ、職務の在り方、配置の促進、資質の向上のために必要な措置等について、検討を行うこと。
- 五、政府及び地方公共団体は、司書教諭の職務の重要性を踏まえ、11学級以下の学校における司書教諭の配置の促進を図ること。
- 六、政府及び地方公共団体は、多くの司書教諭が学級担任等を兼務しており、学校図書館に係る業務に時間を費やすことが困難である現状に鑑み、担当授業時間数の軽減等の校務分掌上の工夫など司書教諭がその役割を十分果たすことができるよう、検討を行うこと。
- 七、政府は、司書教諭及び学校司書について、平成九年の学校図書館法の一部改正時の衆参両院における附帯決議のほか、今後の実態調査等を踏まえ、職務の在り方について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

右決議する。

【資料⑤：これからの学校図書館の整備充実について(報告)

(2016.10 文部科学省 学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議)

3. 「学校図書館ガイドライン」について

(4) 学校図書館に携わる教職員等

- 学校図書館の運営に関わる主な教職員には、校長等の管理職、司書教諭や一般の教員(教諭等)、学校司書等があり、学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう、各者がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上で、互いに連携・協力し、組織的に取り組むよう努める。
- 学校司書は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員と共に進める。具体的には、①児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務、②児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務、③教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務という3つの観点に分けられる。

○ また、学校司書がその役割を果たすとともに、学校図書館の利活用が教育課程の展開に寄与する
かたちで進むようにするためには、学校教職員の一人として、学校司書が職員会議や校内研修等
に参加するなど、学校の教育活動全体の状況も把握した上で職務に当たることも有効である。

(5) 学校図書館における図書館資料

○ 発達障害を含む障害のある児童生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒の自立や
社会参画に向けた主体的な取組を支援する観点から、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた
様々な形態の図書館資料を充実することも必要である。例えば、点字図書、音声図書、拡大文字
図書、LLブック、マルチメディアデジター図書、外国語による図書、読書補助具、拡大読書器、
電子図書等の整備も有効である。

4. 学校司書の資格・養成等の在り方について

(2) 学校司書のモデルカリキュラムについて

① モデルカリキュラムの基本的考え方

○ 平成 26 年報告書では学校司書の職務として、間接的支援に関する職務、直接的支援に関する職
務、教育指導への支援に関する職務が示されており、このような職務に従事する学校司書に求め
られる専門性として、①学校図書館の「運営・管理」に関する職務に携わるための知識・技能と、
②児童生徒に対する「教育」に関する職務に携わるための知識・技能が掲げられている。モデル
カリキュラムはこれらの学校司書に求められる知識・技能の習得のために必要な科目で構成する
こととする。

【資料⑥：新潟県いじめ防止基本指針(2014.3 新潟県・新潟県教育委員会)】

(2) いじめの早期発見

ア いじめは、目に付きにくい時間や場所で行われたり遊びやふざけあいを装って行われたりするな
ど、気付きにくく判断しにくい場合が多いことから、日頃から児童生徒の見守りや観察、信頼関係
の構築等に努め、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもって、的確に関
わり、積極的な認知に努める。

(3) いじめへの対処

ア いじめを発見し、又は通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ等対
策委員会を中核として組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒及びいじめを知らせてきた児童生
徒を守り通すとともに、いじめたとされる児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨と
して、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

イ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、的確な対応を図る。
特に、保護者に対しては誠意ある対応に心がけ、責任をもって説明する。

(4) 2019 年 8・5 管理係確認

2019 年 8 月 5 日校長会理事会で高等学校教育課が説明した内容

- ・いじめの対応や特別配慮を必要とする生徒への対応は、司書等を含め、生徒に関わる全職員で情報共
有し、組織的に対応する必要がある。
- ・これらの対応に関する研修会や情報共有を目的とする会議は、教育職員に限定することなく、実施さ
れることが望ましいと考えている。
- ・県としては守るという観点が最優先として考えている。全職員で対応することが望ましく、なされる
べきである。

(5) 2019 年の 10・28 対県教委「交渉」

新高教要求	県教委回答
1. いじめに関わる業務において様々な困難が生じている現状から以下の点について実現を図ること。	(高校課) 職員会議の招集範囲については秘密保持の観点や行政職の観点などから校長が決めるもので

⑤ 全職員での情報共有が必要という観点から、司書を会議に出席させない管理職に対して指導を行うこと。	すが、いじめへの対応や特別な配慮を必要とする生徒への対応において、生徒に関わる全職員で情報を共有し、組織的に対応していくことが求められることから、教育職員に限定することなく、司書等の生徒に関わる職員を含めて、実施することが望ましいと考えています。
---	---

やりとり内容

高教組	いじめに関わる業務のところ、聞き間違いがあったらあれなんですけども、③のところ、生徒指導課長さんからすべての教員が連携とおっしゃっていたかなと思うのですけれども、教員だけでなく全職員という形で理解してよろしいでしょうか。また、高校課長さんから司書等を含めてということでお答えいただきました。全職員の共有が大事だということなんですけども、まだまだ校長先生によっては共通理解がなされていないようなところがあります。今後どうなんだろうということが心配されますが、もしそのような事例があるようでしたら、どのようにされますか。
生徒指導課	全職員という理解です。
高校課	また続けて校長研修会を通して、この間にもすでに伝えてはいますが、大事なことだと思いますし、私も昨年までの校長の経験で、やはりそのことを知っていないと、この子突然授業をさぼってここにいるのかとか技術員さんがみたときに怒られたりということがありますから、そのことも情報共有しておかないとうまくないこともありますし、図書館はセーフティネットだと私は思っています。そういうことも含めて、何回も何回も周知していきたいと思えます。そのことでまた、図書館に行って本を読んだりすることだったり、救われる子ども達が絶対出てくると思っていますので、周知を続けていきます。
高教組	あれが変更されるということですか。私がやってた時に、総務課の職員係長と高校課の管理係長の連名で会議出席にあたっては構成メンバーを決めるのは校長が適切に決めるんだと。あの趣旨は職員会議への行政職をださないとかね、そういうことで出されているんですよ。あの考え方に変更を求めていくということでもいいんでしょうか。
高校課	変更ということではなく、もともと校長が決めてよいので、私たちはそうゆうことで出席させてくださいと言っているのです、校長が、我々も指導しますが、校長には一応召集の権限があるので、その中で今言っている通りのことを理解してもらえば。
高教組	状況が変わったと理解していいんでしょうか。
高校課	その通りです。実際に言っていますから。そうやってやらないのは困ったもんだと思っていますが。
高教組	状況変わりましたよって司書の方に言っても大丈夫ですか。
高校課	いいですよ。校長に言ってますもの。言ってますから。皆さん心配されていますが。校長が決めていいわけで、校長の権限ですけどね。ちゃんとそうやって集めて、もっともときちんと子どもたちのいろんな情報を共有しながら、丁寧にケアしてほしいんだと伝えている。
高教組	前々から校長が決めるべきことだったんですよ。
高校課	そうですよ。
高教組	それを、なぜか校長さんたちが意思統一をしてみんな出さないようにしようと。だけど今の情勢からすると真逆ですよ。職員全体の情報共有が必要なんだ。だから皆さんからすればそんな校長まだいるのか、学校名を教えてくださいとまで私は電話で言われたもんだから。現場の方での共通理解をしっかりとしたうえで、なぜ会議が必要なのか、情報共有が必要なのかということ校長が自分で語らないとだめですよ。
高校課	そのことも伝えてますので、こうゆう指導の中で、こうゆうふうな、今言った通りです。子どもたちのことをしっかりとみるためにね。ここに生徒指導課の課長もいますけどそれを広げることによって、救われる子どもたちが絶対いるわけで、そのことをしっかりと校長の口から語ってくれるもんだと私は信じていますので。

2024 年 1 月 13 日

支部長 様
分会長 様
司書職員部 様

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 遠藤 丞

司書職員を会議から排除することに対する抗議とその撤回を求める要求書について

連日のご奮闘に敬意を表します。

さて、高教組本部では学年末の成績会議、入試合否判定会議に向けて、県教委に対して通知文および依頼文の撤回、県高等学校校長協会長に対して方針の撤回を求めてとりくむこととしています。ついては下記のとおり分会における要求書のとりくみを要請します。

記

1. 分会のとりくみ

次の①②③について、抗議要求書を作成してください

(日付、分会名、分会長名、押印 (③は学校名、校長名) をお願いいたします)

①県教委に対して

「司書職員を諸会議から排除する通知に対する抗議とその撤回を求める要求書」

②校長協会に対して

「司書職員を諸会議から排除することに対する抗議とその撤回を求める要求書」

③各学校長に対して

「司書職員の諸会議への参加を求める要求書」

(要求書は別紙を参考にし、必要に応じて各学校の状況に応じて変更してください)

作成した抗議要求書①②は 2 月中に行われる支部執行委員会、または 2 月 29 日(木)までに新高教本部へ提出してください。 (郵送可)

抗議要求書③については校長へ提出、交渉を行ってください。

校長が受け取りを拒否した場合も、一切構わず置いてきてください。

また、作成した要求書の写しを新高教本部(司書職員担当)へ提出してください

2. 本部のとりくみ

①分会および本部からの要求書を踏まえ、県教委交渉を行います

②分会および本部からの要求書を踏まえた、校長協会への対応を行います

3. その他 不明な点は、新高教本部(司書職員部担当 浅川(025-265-4151))まで問い合わせください

年 月 日

新潟県教育委員会
教育長 佐野 哲郎 様

新潟県高等学校教職員組合

分会

分会長

印

司書職員を諸会議から排除する通知に対する抗議とその撤回を求める要求書

日頃から新潟県の教育発展のためにご尽力されていること対し、敬意を表します。

さて、貴委員会は「入試合否判定議は教育職員のみで行うこと」を旨とする通知文を2010年度より発出し、司書職員を合否判定会議から排除しました。さらに2013年2月に「職員会議の適正な運用について(通知)」を発出しました。これは、「生徒の身分にかかわる会議は教育職員のみで行う」と意思統一をした校長協会の要請に基づく通知であると私たちは認識しています。このことは、貴委員会の主体性が問われると同時に監督する側の校長にコントロールされるという行政上あってはならない状況です。

これまでも私たちは、貴委員会に対して通知文を撤回するよう再三要求してきましたが、「入試合否判定会議については県教委が定めるところ」「会議の出席者は校長が適切に判断すべきもの」との回答に終始するばかりでした。

文部科学省が2016年10月20日に公表した「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」において、「学校教職員の一員として、学校司書が職員会議や校内研修等に参加するなど、学校の教育活動全体の状況も把握した上で職務に当ることも有効である」としています。さらに、この「報告」を踏まえた「学校司書のモデルカリキュラム」には、『学校教育概論』などの教職科目が含まれており、教育に携わる職であることが明示されています。また、2014年に策定された「新潟県いじめ防止基本方針」においては、いじめの早期発見や対処について教職員全員の見守りや共通理解が必要であることを述べています。

このことから、他の職員とともに教育活動にとりくんでいる司書職員が、会議において生徒に関する情報を得ること、また自らも情報を提供することは、学校における教育活動全体に対して必要かつ有益であることは明らかです。

現状の混乱を招いた原因は、司書職員が生徒に対してどのようにかかわっているかを理解することなく通知を発出した貴委員会にあることは明らかです。事態を收拾し、全職員が生徒のために組織的に働ける職場を回復するためにも、「入試合否判定会議は教育職員のみで行うこと」を旨とする通知および「職員会議の適正な運用について(通知)」を撤回するよう強く求めます。

年 月 日

新潟県高等学校校長協会長
小川 正樹 様

新潟県高等学校教職員組合

分会

分会長

印

司書職員を諸会議から排除することに対する抗議とその撤回を求める要求書

貴協会は2010年度より「生徒の身分にかかわる会議は教育職員のみで行う」とし、入試合否判定会議、学年末の成績会議等から司書職員を排除し、学校現場に大きな混乱を招いています。

これまでも私たちは、貴協会に対して司書職員を諸会議から排除する考えを撤回するよう再三要求してきましたが、貴協会からは「考えを改める必要はない」との回答に終始するばかりでした。

文部科学省が2016年10月20日に公表した「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」において、「学校教職員の一員として、学校司書が職員会議や校内研修等に参加するなど、学校の教育活動全体の状況も把握した上で職務に当たることも有効である。」としています。さらに、この「報告」を踏まえた「学校司書のモデルカリキュラム」には、『学校教育概論』などの教職科目が含まれており、教育に携わる職であることが明示されています。また、2014年に策定された「新潟県いじめ防止基本方針」においては、いじめの早期発見や対処について教職員全員の見守りや共通理解が必要であることを述べています。

このことから、他の職員とともに教育活動にとりくんでいる司書職員が、会議において生徒に関する情報を得ること、また自らも情報を提供することは、学校における教育活動全体に対して有益かつ必要なことであるは明らかです。

司書職員に対して、会議への出席を制限することは、日常的に生徒とかかわりながら果している役割そのものを否定していることにほかならず、仕事に対する意欲を奪われることにもつながっています。

この事態を引き起こした責任は貴協会にあり、強く抗議します。また、事態を收拾し、司書職員を含む全職員が組織的に働ける職場を回復するため、職種を分断する職員会議運営方針を撤回するよう、強く要求します。

年 月 日

新潟県立

高等学校長

様

新潟県高等学校教職員組合

分会

分会長

印

司書職員の諸会議への参加を求める要求書

貴職は、明確な理由もなく司書職員の会議出席を制限し、学校現場に大きな混乱を招いています。このことにより、司書職員は生徒に関する情報を共有することができず、学校全体の教育活動にも大きな支障をきたしています。

文部科学省が2016年10月20日に公表した「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」において、「学校教職員の一員として、学校司書が職員会議や校内研修等に参加するなど、学校の教育活動全体の状況も把握した上で職務に当たることにも有効である。」としています。さらに、この「報告」を踏まえた「学校司書のモデルカリキュラム」には、『学校教育概論』などの教職科目が含まれており、教育に携わる職であることが明示されています。また、2014年に策定された「新潟県いじめ防止基本方針」においては、いじめの早期発見や対処について教職員全員の見守りや共通理解が必要であることを述べています。

このことから、司書職員が会議において生徒に関する情報を得ること、また自らも情報を提供することは、学校における教育活動全体に対して必要かつ有益であることは明らかです。

司書職員に対して会議への出席を制限することは、「チームとしての学校」という組織のあり方に逆行するものであり、学校運営において重大な問題です。また、司書職員の日常的に生徒とかかわりながら果している役割そのものを否定していることにほかならず、仕事に対する意欲を奪うことにもつながっています。

全職員が組織的に働ける職場を回復するためにも、すべての職員会議に司書職員が出席できるようにすることを求めます。

支部長 様
分会長 様

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 遠藤 丞

年度末に向けた組織拡大キャンペーンについて

連日のご奮闘に敬意を表します。

さて、23年度秋の確定交渉では、2年連続の月例給・一時金の増額改定となりました。また、各種休暇制度改善はもちろん、職場環境の充実・改善についても交渉を重ねています。まだまだ課題は山積しているものの、私たち新潟県高等学校教職員組合は労働条件に関わる様々な事柄について、県教育委員会と対等な立場で労使交渉を行うことができます。今、私たちの県立学校職場は、賃金削減や長時間労働の恒常化など労働条件の悪化によって、かつてないほどの困難に直面しています。原因の一つとして、組合加入率の低下によって労使対等のバランスが崩れたことがあげられます。労働条件を改善するためにも組合加入率の増加が必要不可欠です。

組織拡大・要求実現に向けたとりくみをすすめるため、下記のとおり、「年度末に向けた組織拡大キャンペーン」を行います。また、新高教本部では組織拡大グッズの作成も行いました。年度末の多忙な時期になりますが、各支部・分会においてとりくみのご協力をお願いいたします。

記

1. とりくみ名 年度末に向けた組織拡大キャンペーン
2. 内 容 未組合員（1名以上）を含めた分会・支部会議・学習会等の開催をお願いいたします。その際、会議・学習会補助として、参加者1名につき3,000円の補助を行います。
※組織拡大グッズの活用をお願いいたします。
クオ・カード、商品券など金券購入での請求は補助の対象外ですのでご注意ください。
3. 申請・請求方法
郵送、またはFAX、メールにてお願いいたします。
①別紙用紙（Ⅰ）にて、開催日1週間前までに「開催日時」「内容」「予算」等を報告。
→本部より、補助の可否について連絡いたします。
②別紙用紙（Ⅱ）にて、3月6日（水）までに、「参加者」「請求金額」「領収書」等を報告。
※締切厳守（それ以降の場合は、原則補助ができません）
4. 支払い方法 支部・分会口座へ振り込みます。
5. その他
ご不明な点がございましたら担当（組織：浅川）までご連絡ください。（TEL：025-265-4151）

以 上

(別紙 I)

新高教発第 58 号 年度末に向けた組織拡大キャンペーン

申請用紙 開催予定日 1 週間前までにお願いいたします。

新高教 組織部宛 (FAX: 025-231-1036 Mail:shinkoukyou@beach.ocn.jp)

報告者 _____ 分会

氏名 _____

提出日 _____ 月 _____ 日 ()

開催予定日	月 日 () : ~ :
計画内容	例 : 分会での夕食交流会を実施
参加予定人数	組合員 : _____ 人 未組合員 : _____ 人
予算 (内訳)	

(別紙Ⅱ)

新高教発第58号 年度末に向けた組織拡大キャンペーン

報告用紙 締切厳守 3月6日(水)

新高教 組織部宛 (FAX: 025-231-1036 Mail:shinkoukyou@beach.ocn.jp)

報告者 _____ 分会

氏名 _____

提出日 _____ 月 _____ 日 ()

実施日	月 日 () : ~ :
内容	例:分会での夕食交流会を実施。未組合員の方へ、グッズを渡し、加入の声かけを行った。
参加人数	組合員: _____ 人 未組合員: _____ 人 未組合員参加者氏名 () ※報告の可否について了承の確認をお願いいたします。
支出内容 (内訳)	

領収書 ※領収書の写しを添付してください。

--

FAXの場合は重ならないようにお願いいたします。
Mailの場合は添付ファイルにてお願いいたします。

支部長・分会長 様

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 遠藤 丞

『部落探訪』削除裁判闘争を支援する会結成大会等への参加要請

連日の奮闘に敬意を表します。

さて、SNSにおける部落差別の拡散が深刻な人権侵害を引き起こしていることについて、県内では昨年12月までに11自治体の首長が法務局に対して悪質な差別動画等の削除を要請しています。

新高教はこの間、部落差別を絶対に許さないとの立場で、SNSによる差別攻撃に対して、全県「同和」教育学習会や校長会との共催による支部別研修会等を開催するとともに、関係団体による対策会議等にも積極的に参加してきました。

12月22日に開催された部落解放新潟県共闘会議で、ネット差別に晒されて人権侵害の被害を被った個人等が原告となって提訴する事案に対して、裁判闘争支援を行っていくことを確認しました。同様の裁判闘争は埼玉、大阪に続くとりくみとなり、闘争勝利に向けて一丸となって対応することが求められています。

つきましては、新高教としても裁判闘争を積極的に支援するため、下記のとおりくみを提起することとしました。業務繁多の折りですが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願ひします。

記

1 とりくみ内容

以下の集会等に積極的に参加すること。

1) 『部落探訪』削除裁判を支援する会結成大会

- (1) 日時 2024年1月23日(火) 18:00～
- (2) 会場 新潟市ユニゾンプラザ大研修室
- (3) 参加要請 各支部代表1人

2) 『部落探訪』削除裁判訴状提出集会

- (1) 日時 2024年1月24日(水) 10:00～10:20
- (2) 会場 新潟地方裁判所脇歩道
- (3) 参加要請 東、西新潟、新発田・村上、新津、県央各支部より各1人(年休対応)

2 参加者氏名報告

下記報告書に必要事項を記載してご提出ください。

とりまとめて共闘会議事務局に報告する必要から1月19日(金)必着でご報告ください。

3 その他

不明の点は本部担当(遠藤 電話 025-265-4151 までお尋ねください。

以上

.....

『部落探訪』削除裁判新潟訴訟を支援する会・激励集会参加報告書(送信先 FAX 番号 025-231-1036)

報告者氏名・支部名(分会名) ()

○1.23 支援する会結成大会参加者氏名・分会名 ()

○1.24 裁判訴状提出集会参加者氏名・分会名 ()